

お知らせ

改正建設業法「令和7年12月施行分」説明会の開催について

～改正建設業法に関する説明会を開催します～

本年12月に改正建設業法が全面施行となるにあたり、施行内容について周知徹底を図るため、「令和7年12月施行分」の内容から、特に「労務費に関する基準」に関する解説を中心に、説明会を開催します。あわせて「約款改正について」も説明します。是非ご参加下さい。

記

1. 日時及び場所

日時	令和7年12月23日（火） （第一部）10:30～12:00 ※発注者向け （第二部）14:00～15:30 ※建設業者向け
会場	中国地方整備局建政部3階 第1、2会議室（広島市中区八丁堀2-15）
定員	各回 50名

2. 対 象：建設業関係者、建設業団体、民間発注者、民間発注者団体、
国の機関、各自治体の発注担当部局、建設業許可部局 など

※法人、個人は問いません。建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

3. 内 容：改正建設業法令和7年12月施行内容について
約款改正（契約変更協議に関する規定など）について
Q & A セッション

※各回とも説明内容は同じです。

4. 参加申込：**事前申込制**となりますので、下記のURLをご参照の上、ご参加ください。

お席に限りがございます。満員となり次第、受付を終了することがありますので、お早めにお申込みください。なお、会場定員が満席の際は、オンライン枠をご確認ください。

【URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00328.html】

※会場参加における定員は【1組織2名までとなります】

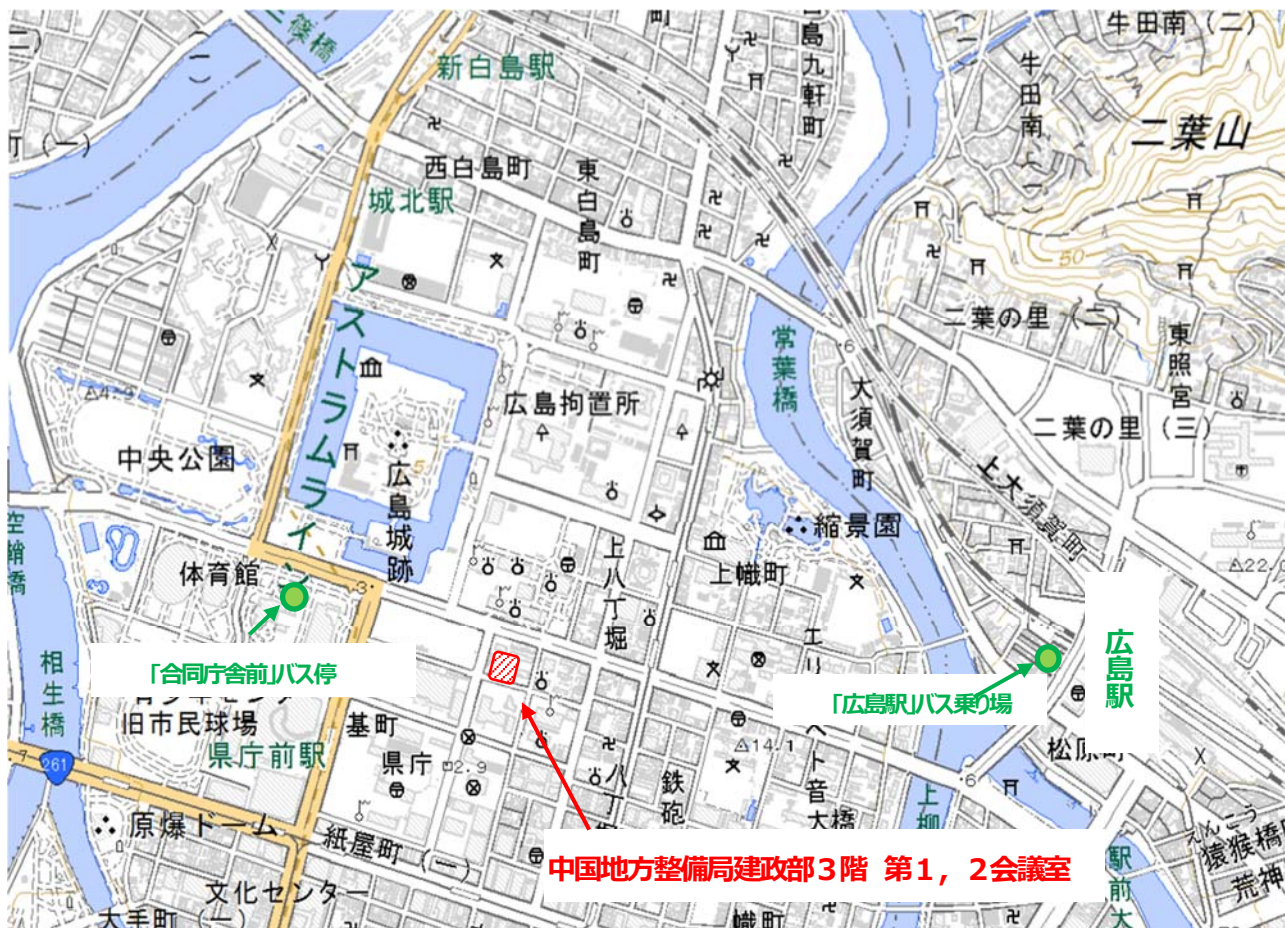
5. 報道対応：当日会場受付にて行います。（カメラ撮りは説明会の冒頭のみ）

お 問 い 合 わ せ	【説明会全体について】
	国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 中尾 TEL：03-5253-8111（内線 24835）
	【会場について】
	国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課 林原・吉岡 TEL：082-221-9231（代表）

会場案内図

会 場：（第一部・第二部）

中国地方整備局建政部3階 第1，2会議室（広島市中区八丁堀2－15）



会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。